

予防接種償還払制度(払戻し)をご利用される方へ

1. 接種費用の払い戻し制度による接種手続について

(1) 接種前

下記書類をそろえて保健所感染症・医務薬務課に提出してください。

- ①「岐阜市予防接種実施依頼書交付申請書(様式第1号)」
・「申請者」の項目は、後の予防接種費用の振込先の口座名義人で申請してください。
- ②母子健康手帳の「出生届出済証明」および、全ての「予防接種の記録」の写し
- ③お子様が岐阜市に住民登録されていることが証明できる書類(保険証等)の写し
*申請後、保健所感染症・医務薬務課から、書類を郵送します。
書類が届くまで接種はお待ちください。(書類は、原則2週間以内にお手元に届きます。)
・申請できる予防接種は、**令和7年3月31日までに接種するものに限ります。**

(2) 接種時

- ①保健所感染症・医務薬務課から送付した、接種医療機関あての「**岐阜市予防接種実施依頼書**」、「**岐阜市予防接種予診票**」及び「**母子健康手帳**」を接種医療機関に提出し、接種を受けてください。
- ②医療機関に接種費用全額をお支払ください。
- ③お金を支払ったときに、**岐阜市予防接種予診票の原本**(記入してあるもの)と**領収書(※1)**を貰ってください。
※1:領収書は、被接種者の氏名、接種日、接種した医療機関名、予防接種名とその費用が記載してあるものに限り(どの予防接種がいくらだったかわかるもの)。

(3) 接種後

保健所感染症・医務薬務課へ、下記ア)～ウ)の書類を**令和7年3月31日までに**提出してください。

ア) 岐阜市予防接種費用助成金交付申請書(様式第3号)

・「申請者」の項目は、接種前に提出した「岐阜市予防接種実施依頼書交付申請書」の、申請者の名前で申請してください。

(ご注意)

- ・金額を書き間違えた場合は、新しい申請書にお書き直してください。
- ・「予防接種の種類」欄には、省略せずに記入してください。(わからなければ窓口でご確認ください)
- ・振込先には、申請者が名義人の口座を記入してください。

イ) 領収書(※1)

ウ) 岐阜市予防接種予診票

2. 払い戻し費用について

- ・払い戻しの金額は、岐阜市の医療機関に委託している金額までを上限とし支払わせていただきます。(金額についてはお問い合わせください)
- ・接種費用は、申請を受け付けてから2か月程度で指定の口座に入金されます。

ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 岐阜市保健所感染症・医務薬務課

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地 電話:058-252-7187